

# 法第13条及び省令第4条に基づく書面

(建築物に係る新築工事等の場合)

## 1. 分別解体等の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①造成等	造成等の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他( )	その他の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

## 2. 解体工事に要する費用

なし

## 3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

別紙のとおり

※特定建設資材廃棄物について記載されていればよい

## 4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用（見積金額）

円(税込)

※特定建設資材廃棄物の処分等に要する費用および運搬費とする。

